

**資料** ドイツ第三次世話法改正 2009年6月18日制定。7月29日公布。9月1日施行  
2009年の第三次世話法改正（BGB I 2286）により改正された民法  
松田純（訳）『生命倫理研究資料集』VI 富山大学、2012年6月掲載予定

## 1条 民法の改正

2002年1月2日公布の民法を次のように改正する。

### 1. 目次のなかの1901 a 条という項目を次の項目によって置き換える。

1901 a 条 患者による事前指示

1901 b 条 患者の意思を確定するための話し合い

1901 c 条 文書による世話希望, 事前配慮代理権

### 2. 1901 条以下に次の1901 a 条と1901 b 条を挿入する。

「1901 a 条 患者による事前指示

(1) 同意能力のある成年が、自らが同意能力を失ったときのために、健康状態の診察や治療や医療的介入について同意するか拒否するか（患者による事前指示）を、それがまだ差し迫っていない時点で書面に明記して指示しておいた場合、世話人（Betreuer）はこの指示が、現下の患者の生命に関する状態と、現下の治療状況とに当てはまるのかを吟味する。当てはまる場合には、世話人は被世話人〔患者〕の意思を代って表明し、これが尊重されるよう世話（Ausdruck und Geltung verschaffen）しなければならない。患者による事前指示書はいつの時点でも、どのような形によっても撤回できる。

(2) 患者による事前指示書がない場合、または事前指示書の指示が現下の患者の生命に関する状態と現下の治療状況とに当てはまらない場合は、世話人は被世話人の推定される意思を顧慮して、医師による処置について、第1項に従って、同意するか拒否するかを決定しなければならない。患者の推定される意思は具体的な根拠をもとに突きとめなければならない。とりわけ被世話人の口頭や書面によるかつての表明、倫理的または宗教的確信、その他の個人的な価値観が顧慮されなければならない。かかる根拠を突きとめるために、世話人は被世話人の近親者やその他の信頼できる人物に意見を表明する機会を、それが著しい遅滞なしに可能な場合には、与えるべきである。

(3) 第1項及び第2項の規定は被世話人の疾病の種類と進行段階のいかんにかかわらず準用する。

(4) 何人も事前指示書の作成を義務づけてはならない。事前指示書の作成や提出を契約締結の条件としてはならない。

(5) 第1項から第3項までの規定については、任意代理人（Bevollmächtigte）についても準用する。

1901 b 条 患者の意思を確定するための話し合い

(1) 治療にあたる医師は、患者の全体的な状態と予後を顧慮して、どんな医療的処置が適応となるかを吟味する。医師と世話人はこの処置を、患者の意思を考慮に入れて検討する。患者の意思

は、1901a条に基づき適切な決定のための基礎である。

(2) 1901 a 条1項に基づいて患者の意思を確定する際、あるいは1901 a 条2項に基づいて処置についての患者の希望あるいは推定される意思を確定する際、近親者やその他の信頼できる人物に意見を表明する機会を、それが著しい遅滞なしに可能な場合には、与えるべきである。

(3) 第1 項および第2 項は、任意代理人についても準用する。」

3. 現行の1901a条は1901c条となる。

4. 1904条を次のように改める。

「1904 条 医師による処置に際しての後見裁判所の許可

(1) 被世話人の健康状態の診察や治療や医療的介入に対する世話人の同意には、それらの処置が原因で被世話人が死亡し、または重篤で長期にわたる健康障害を被る危険が根拠をもって予想される場合には、後見裁判所の許可を必要とする。後見裁判所の許可なしにかかる処置の実行が許されるのは、かかる処置を猶予すると危険である場合に限る。

(2) 被世話人の健康状態の診察や治療や医療的介入に対する世話人の不同意または同意の撤回には、それらの処置が医学的に提示され、そして、それらの差し控えまたは中止が原因で被世話人が死亡または重篤で長期にわたる健康障害を被る危険が根拠をもって予想される場合には、後見裁判所の許可が必要である。

(3) 第1 項及び第2 項に規定する後見裁判所の許可は、世話人の同意、不同意、または同意の撤回が被世話人の意思に合致している場合に、与えられうる。

(4) 第1 項及び第2 項に規定する後見裁判所の許可は、世話人と治療にあたる医師との間で、同意、不同意、または同意の撤回が、1901 a 条で確認された被世話人の意思に合致していることについて共通理解が成立している場合には、必要としない。

(5) 第1 項から第4 項までの規定は、代理人についても準用する。代理人が第1 項第1 文または第2 項に挙げられた処置に同意または不同意あるいは同意の撤回をできるのは、代理権 (Vollmacht) がこれらの処置を明確に含んでおり、かつ書面で授与されている場合に限る。」

第2条 家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律(Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) の改正

2008年12月17日公布の家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律を次のように改正する。

1. 287条に次の第3項を加える。

「(3) 民法第1904条2項による許可を対象とする決定は、世話人または代理人、ならびに手續保護人に告知後2週間を経た後に効力を発する。」

2. 298条を次のように改める。

「第298条 民法第1904条の事案における手続

- (1) 裁判所が、健康状態の診察や治療や医療的介入（民法第1904条1項）に対する世話人または代理人の同意を許可することができるのは、事前に本人からその意向を直接聴いた場合（den Betroffenen zuvor persönlich angehört hat）のみである。裁判所は、その他の関係人から事情を聴かなければならない。本人の要求により、裁判所は、それが著しい遅滞なしに可能な場合には、本人と親密な者から事情を聴かなければならない。
- (2) 裁判所は、民法第1904条2項による許可の前に、その他の関係人から事情を聴かなければならない。
- (3) 手続保護人の任命は、手続の対象が民法第1904条2項による許可である場合には、いつも必要である。
- (4) 許可の前に、鑑定人による鑑定を得なければならない。鑑定人は、治療にあたる医師であってはならない。

第3条 施行期日

この法律は2009年9月1日から施行する。

（松田純 訳）

謝辞 翻訳にあたり、宮下修一教授（静岡大学大学院法務研究科）、岡孝教授（学習院大学法学部）に貴重なご教示を賜りました。この場をかりて、厚く御礼申し上げます。